

平成 30 年度「若年技能者人材育成支援等事業」実施計画

○事業の趣旨・目的

若者のものづくり離れ、技術離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成が課題となっている。このため、「若年技能者人材育成支援等事業」を実施し、若年技能者の技能の向上、技能振興気運の醸成等を図る。

(1) 地域における技能振興事業の実施

① 技能五輪全国大会の予選の実施等

| | |
|--|---|
| <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> | <p>中央職業能力開発協会準備課題による予選実施職種、都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、当県から大会参加が見込める職種（美容職種等）について、業界団体等への広報、予選参加への案内を行い、要請のあった場合、平成30年4月を目途に予選会を実施する。 実施予定職種：美容職種、車体塗装職種（Dランク）</p> |
| <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> | <p>技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会への参加選手（10名程度）及びその指導者（10名程度）等の参加旅費・道具の運搬費など幅広く支援を実施する。</p> |
| <p>② ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組</p> | <p>ア ものづくりマイスター、IT マスター及びそれ以外の熟練技能者の活用 熟練技能者等を活用したものづくり体験教室と、仕事の内容説明等を組み合わせたイベントを実施する。 また、情報技術関連職種を含めて上半期にイベントが実施できるよう努める。 ものづくりマイスター認定職種以外で、特に要望のあるフラワー装飾職種等について、マイスターと同様の活動をする。</p> <p>イ 技能競技大会展の実施 ブロックごとのイベントに際しては、幹事県を初め、各コーナーと協力して取り組む。</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| | <p>ウ 技能士展の実施 ブロックごとのイベントに際しては、幹事県を初め、各コーナーと協力して取り組む。</p> <p>エ 技能五輪全国大会を活用した技能の理解促進 沖縄県開催のため、該当なし</p> <p>オ 技能グランプリを活用した技能の理解促進 兵庫県で開催される技能グランプリの観覧を希望する県内高校生等の派遣実施を目指す。</p> <p>カ 生産性向上のための IT 活用の現状と ものづくりマイスター活用に係る好事例発表 及び意見交換 10月までに5企業程度の参加による実施を目指す。</p> <p>キ 「地域発！いいもの」応援事業の実施 「地域発！いいもの」応援事業の周知、申請の受付及び中央技能センターへの提出等を行う</p> <p>ク グッドスキルマーク事業の実施 グッドスキルマーク事業の周知、申請の受付及び中央技能センターへの提出等を行う</p> |
| (2) ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務 | |
| <p>① ものづくりマイスター等の開拓</p> | <p>企業・業界団体への訪問等により、ものづくりマイスター、ITマスター候補者の情報収集(掘り起こし)を行う。</p> <p>職種については、認定者がいない職種や、派遣ニーズが多い職種での認定者を中心に開拓する。</p> |
| <p>② ものづくりマイスター等に対する研修</p> | <p>ものづくりマイスター、ITマスター候補者や企業・業界団体の人事担当者等に対し、ものづくりマイスター、ITマスター制度の趣旨、実技指導やものづくり魅力の発信等の重要性、指導技法等講習を受講する必要がある旨の説明をする。</p> <p>また、過去3年間活動実績のないものづくりマイ</p> |

| | |
|-----------------------------------|--|
| | <p>スターに対して引き続き、ものづくりマイスターとして活動する意思があるかを文書で確認し、意思のある場合は、指導技法等講習を実施する。</p> |
| (3) ものづくりマイスター等の活用に係る業務 | |
| <p>① 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> | <p>過去の技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る指導者の紹介・訓練施設・設備のコーディネート等の援助を行う。</p> |
| <p>② ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p> | |
| <p>ア ものづくりマイスター及びITマスターの派遣対象等</p> | <p>製造業及び建設業の中小企業（中小企業法基本法第2条第1項に規定する中小企業）及び業界団体、将来ものづくり分野に就職することが見込まれる生徒が所属する工業高校等へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>IT関係の中小企業、業界団体、工業高校等へITマスターを派遣する。</p> |
| <p>イ 指導内容等</p> | <p>①ものづくりマイスター、ITマスターの派遣による、中小企業への実技指導</p> <p>中小企業においては、人材育成に取り組む意欲はあっても、当該企業等の指導者が十分な技能、ノウハウ等を有していなかったり、時代のニーズに沿った様々な技術革新に対応できる「高度熟練技能者」の育成確保に苦慮しているケースが見受けられる。</p> <p>実技指導を行う上で、中小企業の人材育成・訓練計画等に対して、必要に応じて相談・援助を行うとともに、当該企業等の若年技能者に対して、最適なものづくりマイスターを選定し、中小企業のニーズに応じた実技指導を行う。</p> <p>訓練・指導に必要な汎用機器等の設備は、訓練の要望のある企業で確保することを原則とするが、訓練施設が確保できない場合は当協会が公共職業能力開発施設等で実施できるようコーディネートし、1か所で多数の若年技能者が受講できるようにするなど円滑な運営を図る。</p> <p>②ものづくりマイスター、ITマスターの派遣による工業高校等への技能競技大会競技課題・技能検定試験問題をベースにした実技指導</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>ものづくりマイスター、ITマスターを工業高校等に派遣し、各学校のニーズに応じて、技能競技大会競技課題・技能検定試験問題をベースとした実技指導を行うことにより、技能五輪や技能検定への動機付けに繋げるとともに、「ものづくり」の意義と産業界での技能者の重要性やその「人材」としての就労意識の高揚を図る。</p> |
| <p>③ 「目指せマイスター」プロジェクト</p> | |
| <p>ア ものづくりの魅力発信</p> | <p>「若者の技能離れ」、「ものづくり人材の不足」に対応するため、工業高校等の生徒に対する実技指導に加え、地域の教育機関関係者、学生生徒、並びに学生生徒の保護者に対して「ものづくりの魅力」を発信し、ものづくりに関する理解促進等を図る。そのために、以下の取組等を推進する。</p> <p>①小中校等学校の教師・保護者を対象とした「ものづくりの魅力」講座等の開催</p> <p>児童・生徒の進路決定にあたっては、その保護者の与える影響は大きく、ものづくりに関する理解を深めるとともに、将来自らがものづくりの現場での就業等を実現できるよう、またものづくり産業における人材確保に資するため、その第一歩として、地域の教育機関関係者からの要請に基づき、教師や保護者等がものづくりの現場での就業等を希望する児童・生徒を支援しやすいよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行う。</p> <p>②小中校等学校の授業等へ児童・生徒を対象として「ものづくりの魅力」講座等の開催</p> <p>地域の教育機関関係者からの要請に基づき、学校の授業等にもものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を発信する内容の講座・実演・体験教室を開催する。</p> <p>③小中高校等学校の授業等へ児童・生徒を対象とした事業所・訓練施設等の見学会の開催</p> <p>地域の教育機関関係者からの要請に基づき、ものづくりマイスターが働く現場(事業所)において、ものづくりマイスターの制作実演・講義等を併せた見学会を開催する。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | 高校については、普通科を対象に開催する。 |
| イ 「ITの魅力」発信 | <p>小中高校等学校の授業等へ児童・生徒を対象として「ITの魅力」講座等の開催</p> <p>地域の教育機関関係者からの要請に基づき、学校の授業等にITマスターを派遣し、「ITの魅力」を発信する内容の講座・体験教室を開催する。</p> |
| (4) 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営 | |
| ① 連携会議の設置 | 地方公共団体、労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置する。 |
| ② 連携会議の開催回数 | 連携会議は年2回以上実施する。1回目は年度当初、2回目は年度中に実施する。 |